

2026年 9 月28日

一般社団法人 資産運用業協会
会長 殿

(商号又は名称) 株式会社 GCI アセット・マネジメント
(代表者) 代表取締役 CEO 兼社長 山内 英貴

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

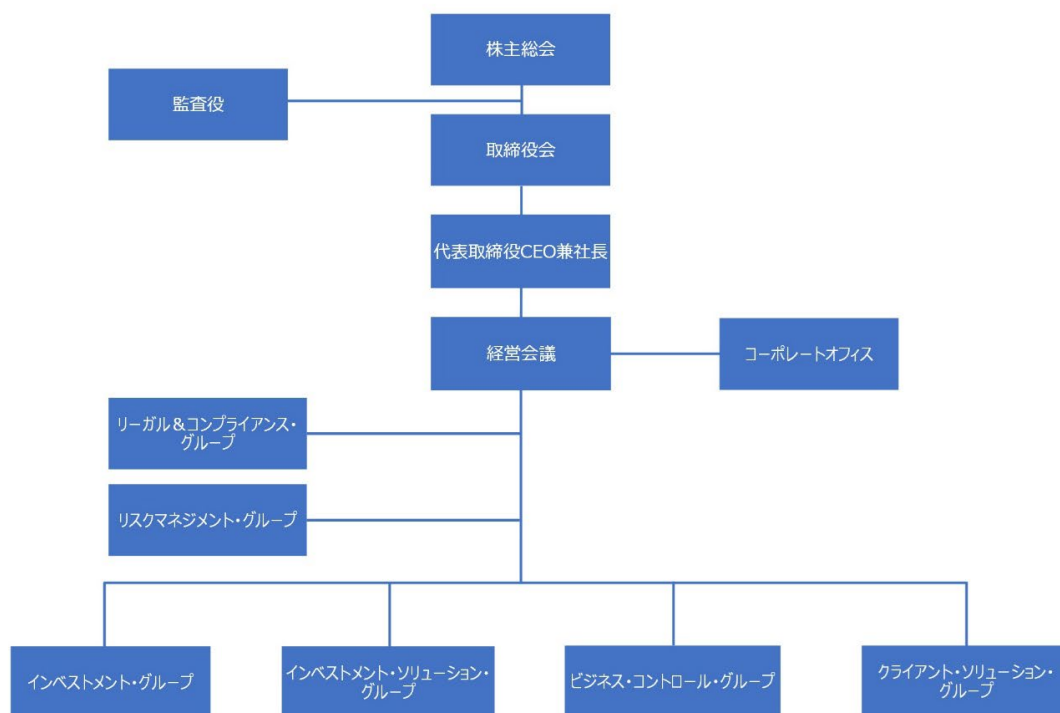
(1) 資本金の額 (2026年 8 月末現在)

- ① 資本金の額： 1 億円
- ② 発行可能株式総数*： 100,000株
(普通株式 上限80,000株、A種類株式 上限20,000株)
- ③ 発行済株式総数： 46,172株
(普通株式 30,772株、A種類株式 15,400株)
- ④ 最近 5 年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

※種類株式の発行が可能

(2) 委託会社等の機構 (2026年 8 月末現在)

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下のとおりです。



当社の組織は、上記のとおり、株主総会、監査役、取締役会、代表取締役CEO、代表取締役社長、経営会議、以下7の業務グループにより構成されています。

取締役会は、3名の取締役から構成されており、1名の社外監査役が出席し、会社の業務執行を決定し取締役による職務の執行を監督するため、原則として月次で開催されますが、必要に応じて随時開催されます。

代表取締役CEOは、会社を代表して対外事項を処理するとともに、会社経営の全般を総轄し、取締役会を招集してその議長として主宰し、重要事項の決定を行います。代表取締役社長は、会社を代表して対外事項を処理するとともに、取締役会の決定に基づき業務の執行を統括します。

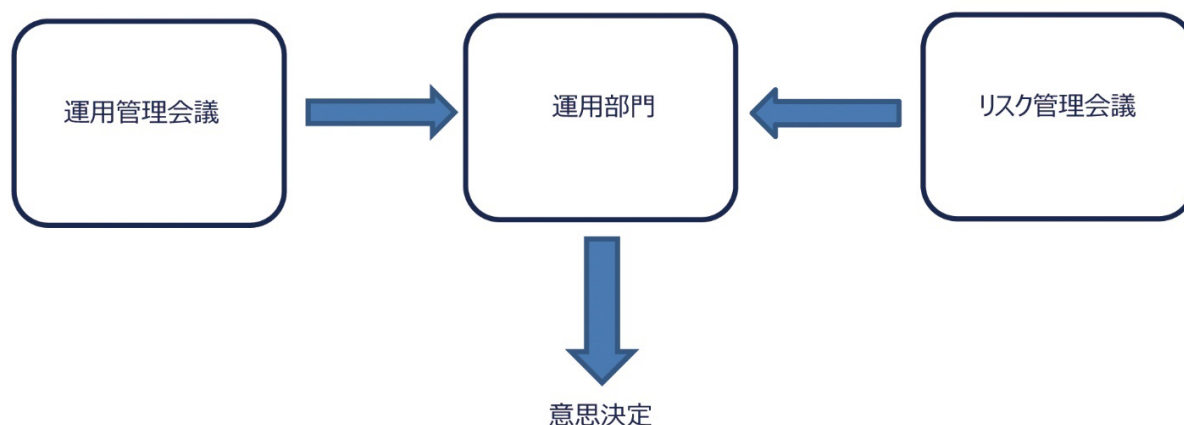
経営会議は、常勤取締役および執行役員等から構成されており、経営に関する重要事項を協議するとともに、代表取締役社長の統括の下で業務の執行の全般的な統制を行います。

7グループは、主として自家運用にかかる投資運用・助言、トレーディング、リサーチ、パフォーマンス分析・評価に関する業務を行うインベストメント・グループ、主として外部運用等にかかる投資運用・助言、トレーディング、パフォーマンス分析・評価に関する業務を行うインベストメント・ソリューション・グループ、営業・顧客対応、代理媒介および商品企画・戦略開発に関する業務を行うクライアント・ソリューション・グループ、商品開発、法定開示、レポート、営業・顧客対応支援およびオペレーションに関する業務を行うビジネス・コントロール・グループ、コンプライアンス、法務および内部監査に関する業務を行うリーガル&コンプライアンス・グループ、リスク管理に関する業務を行うリスクマネジメント・グループ、総務、組織運営、人事労務および財務経理に関する業務ならびにシステム対応およびシステムリスク・情報管理に関する業務を行うコーポレートオフィスにより構成されています。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は当社の運用部門が行います。

意思決定にあたっては、運用管理会議におけるパフォーマンスの分析・評価ならびにリスク管理会議によるリスク管理および適時・適切な意見が反映されることとなっており、各方面からの牽制機能が働いています。



2. 事業の内容及び営業の概況

(1) 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業務を行っています。

(2) 委託会社の運用するファンド

2026年8月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	3	5,993,531,505
追加型株式投資信託	28	86,146,459,689
合計	31	92,139,991,194

3. 委託会社等の経理状況

(1) 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第28期事業年度(2026年1月1日から2026年12月31日まで)の中間財務諸表(2026年1月1日から2026年6月30日まで)について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表等

1 財務諸表
（1）【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年12月31日現在)		当事業年度 (2025年12月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金・預金			701,914		782,240
2 前払金			124		124
3 前払費用			9,710		11,085
4 未収入金			13,056		4,192
5 未収委託者報酬			216,488		181,258
6 未収運用受託報酬			56,269		55,052
7 関係会社未収金			46,601		16,543
8 未収収益			10,863		740
流動資産合計			1,055,028		1,051,237
II 固定資産					
1 有形固定資産			6,333		5,409
(1) 建物附属設備	※1	4,909		4,482	
(2) 器具備品	※1	1,424		926	
2 投資その他の資産			183,497		237,511
(1) 投資有価証券		—		50,000	
(2) 関係会社株式		140,519		140,519	
(3) 長期差入保証金		33,900		36,780	
(4) 保険積立金		9,077		10,212	
固定資産合計			189,831		242,921
資産合計			1,244,859		1,294,159

		前事業年度 (2024年12月31日現在)		当事業年度 (2025年12月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 預り金			64,000		60,961
2 未払金			97,352		101,682
3 関係会社未払金			41,923		7,738
4 未払費用	※ 2		81,270		64,081
5 契約負債			825		—
6 未払法人税等			290		290
7 未払消費税等			6,230		—
8 子会社株式売却損失引当金			—		31,110
流動負債合計			291,891		265,863
負債合計			291,891		265,863
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			100,000		100,000
2 資本剰余金			234,067		234,067
(1) 資本準備金		125,000		125,000	
(2) その他資本剰余金		109,067		109,067	
3 利益剰余金			664,173		753,705
(1) 利益準備金		127		127	
(2) その他利益剰余金		664,046		753,578	
繰越利益剰余金		664,046		753,578	
4 自己株式			△45,273		△59,476
株主資本合計			952,967		1,028,295
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			—		—
評価・換算差額等合計			—		—
純資産合計			952,967		1,028,295
負債・純資産合計			1,244,859		1,294,159

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
I 営業収益					
1 委託者報酬			892,516		648,927
2 運用受託報酬			187,831		163,000
3 投資助言報酬			28,304		23,573
4 業務受託収入	※1		121,209		65,321
5 その他営業収益			—		162
営業収益合計			1,229,861		900,986
II 営業費用					
1 支払手数料	※1		442,532		281,531
2 広告宣伝費			1,914		6,832
3 調査費			66,348		71,783
(1) 調査費		65,873		71,227	
(2) 図書費		475		556	
4 委託計算費			35,263		26,444
5 営業雑経費			13,096		12,284
(1) 通信費		3,751		3,738	
(2) 協会費		1,675		1,502	
(3) 諸会費		831		663	
(4) 諸経費		2,237		2,745	
(5) その他		4,600		3,634	
営業費用合計			559,155		398,875
III 一般管理費					
1 給料			682,780		650,265
(1) 役員報酬		39,473		39,473	
(2) 給料・手当		455,763		431,234	
(3) 従業員賞与		94,003		90,900	
(4) 法定福利費		66,916		62,817	
(5) 福利厚生費		26,623		25,839	
2 交際費			12,956		16,162
3 寄付金			—		1,200
4 旅費交通費			19,220		24,461
5 租税公課			165		393
6 不動産賃借料			36,115		37,629
7 固定資産減価償却費			1,507		924
8 業務委託費	※1		156,731		152,552
9 諸経費			16,534		20,424
一般管理費合計			926,013		904,013
営業利益又は営業損失(△)			△255,306		△401,903

		前事業年度 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
IV 営業外収益	※ 1				
1 受取配当金			410,813		586,766
2 受取利息			40		893
3 雑収入			99		246
営業外収益合計			410,953		587,906
V 営業外費用					
1 為替差損			829		200
営業外費用合計			829		200
経常利益又は経常損失 (△)			154,817		185,802
VI 特別利益					
特別利益合計			—		—
VII 特別損失					
1 子会社株式売却損失引当 金繰入額			—		31,110
特別損失合計			—		31,110
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失 (△)			154,817		154,692
法人税、住民税及び事業税			290		290
当期純利益 又は当期純損失 (△)			154,527		154,402

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度
(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位：千円)

		株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計					
						繰越利益剰余 金						
当期首残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	547,064	547,191	△45,273	835,985	—	—	835,985
当期変動額												
当期純利益	—	—	—	—	—	154,527	154,527	—	154,527	—	—	154,527
剰余金の配当(△)	—	—	—	—	—	△37,545	△37,545	—	△37,545	—	—	△37,545
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	116,982	116,982	—	116,982	—	—	116,982
当期末残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	664,046	664,173	△45,273	952,967	—	—	952,967

当事業年度
(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

		株主資本								評価・換算差額等		
		資本剰余金			利益剰余金					その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	664,046	664,173	△45,273	952,967	—	—	952,967
当期変動額												
当期純利益	—	—	—	—	—	154,402	154,402	—	154,402	—	—	154,402
剰余金の配当(△)	—	—	—	—	—	△64,870	△64,870	—	△64,870	—	—	△64,870
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△14,203	△14,203	—	—	△14,203
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	89,531	89,531	△14,203	75,327	—	—	75,327
当期末残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	753,578	735,705	△59,476	1,028,295	—	—	1,028,295

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

器具備品については定率法を採用しております。一方、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 4～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。なお、当事業年度は貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

(3) 子会社株式売却損失引当金

子会社の株式売却に伴う損失発生に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、業務受託収入を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、投資助言サービスを提供し、主に当該ファンドの契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。

(4) 業務受託収入

業務受託収入は、業務受託契約に基づき、GCI Asset Management, HK Limitedに対象ファンドの事務サービスを提供し、当該ファンドのGCI Asset Management, HK Limitedで発生した収益に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、ファンドの運用期間にわたり収益として認識しております。

(5) 成功報酬

成功報酬は、当社が運用するファンドについて、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。当該報酬は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当事業年度の財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものが識別されなかったため記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当事業年度の財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものが識別されなかったため記載を省略しております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20―3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年12月31日現在)	当事業年度 (2025年12月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 1,457千円 器具備品 5,543千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 10,238千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 1,884千円 器具備品 6,040千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 8,424千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対する取引高は次の通りであります。 業務受託収入 121,209千円 支払手数料 132,215千円 業務委託費 3,600千円 受取配当金 410,813千円	※1 各科目に含まれている関係会社に対する取引高は次の通りであります。 業務受託収入 65,321千円 支払手数料 85,458千円 業務委託費 8,535千円 受取配当金 586,766千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	30,772株	—	—	30,772株
A種類株式	15,400株	—	—	15,400株
合計	46,172株	—	—	46,172株
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種類株式	1,740株	—	—	1,740株
合計	1,740株	—	—	1,740株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月25日 定時株主総会	普通株式及び A種類株式	37,545	利益剰余金	845	2023年12月31日	2024年3月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	30,772株	—	—	30,772株
A種類株式	15,400株	—	—	15,400株
合計	46,172株	—	—	46,172株
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種類株式	1,740株	450株(注)	—	2,190株
合計	1,740株	450株	—	2,190株

(注) A種類株式(自己株式)の増加450株は、既存株主からの買取による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月24日 定時株主総会	普通株式及び A種類株式	64,870	利益剰余金	1,460	2024年12月31日	2025年3月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド（投資信託を含む）組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権たる営業収益に係る未収収益は、年金投資一任及び外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬並びに投資信託に係る未収委託者報酬で構成され、これらは信用リスクにさらされております。外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬についてはリスク管理会議において運用リスクを監視すること等により適切な運用を担保し、信用リスクを管理しております。また年金投資一任に係る未収運用受託報酬は、国内年金基金が債務者であることを考慮すると、信用リスクはきわめて限定的と考えており、特段のリスク管理は行っておりません。

投資有価証券は、シードマネーとしての時価のある投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクは、投資信託の基準価額をビジネス・コントロール・グループにて日次で把握し、予想を超える値動きがあった場合には部門長に報告する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2024年12月31日現在）

2024年12月31日における現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等の金融商品の時価については、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度（2025年12月31日現在）

2025年12月31日における現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等の金融商品の時価については、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	50,000	50,000	—

(注1) 投資有価証券は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託になります。

(注2) 市場価格のない株式等

関係会社株式（貸借対照表計上額140,519千円）は市場価格がないため、前表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	782,240	—	—	—
未収入金	4,192	—	—	—
未収委託者報酬	181,258	—	—	—
未収運用受託報酬	55,052	—	—	—
関係会社未収金	16,543	—	—	—
未収収益	740	—	—	—
合計	1,040,028	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイン

プットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2024年12月31日現在)

該当はありません。

当事業年度 (2025年12月31日現在)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号) 第24-3項の取扱いを適用しているため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号) の第5-2項に定める事項を注記しておりません。なお、第24-3項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は50,000千円であります。

①第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位: 千円)

区分	期首 残高	当期の 損益に 計上し た額	その他 有価証 券評価 差額金 に計上 した額	購入、 売却及 び償還 による 変動額	基準価 額を時 価とみ なすこ ととし た額	基準価 額を時 価とみ なさないこと とした 額	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち貸借 対照表日において 保有する投資信託 の評価損益
投資有価証券 (其他有価証 券)	—	—	—	50,000	50,000	—	50,000	—

(注) 決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが50,000千円であります。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2024年12月31日現在)

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度 (2025年12月31日現在)

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 109,390 千円、関連会社株式 31,129 千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 109,390 千円、関連会社株式 31,129 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年12月31日現在）

該当はありません。

当事業年度（2025年12月31日現在）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
投資信託	50,000	50,000	—
小計	50,000	50,000	—
合計	50,000	50,000	—

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	826	1,094
繰越欠損金	332,841	437,802
その他	4,541	16,424
繰延税金資産小計	338,208	455,320
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△332,841	△437,802
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,367	△17,518
評価性引当額小計(注)1	△338,208	△455,320
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	—
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

(注) 1 評価性引当額が117,112千円増加しております。この増加の主な要因は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加によるものです。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	13,422	—	115,588	203,830	332,841
評価性引当額	—	—	△13,422	—	△115,588	△203,830	△332,841
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	13,422	—	118,382	36,706	269,290	437,802
評価性引当額	—	△13,422	—	△118,382	△36,706	△269,290	△437,802
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	33.6%	33.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%	1.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△84.8%	△122.0%
住民税均等割	0.2%	0.2%
外国子会社合算税制	—	17.6%
評価性引当額の増減額	50.1%	75.7%
税率変更による影響	—	△6.7%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.2%	0.2%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立し、2026年４月１日以降開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年１月１日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.58%から34.43%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(持分法損益等)

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 関連会社に関する事項	(単位: 千円)
関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	459,655
持分法を適用した場合の投資利益の金額	438,738
2. 開示対象特別目的会社に関する事項	
当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。	

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 関連会社に関する事項	(単位: 千円)
関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	261,308
持分法を適用した場合の投資利益の金額	239,200
2. 開示対象特別目的会社に関する事項	
当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。	

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

委託者報酬	856,780	千円
運用受託報酬	187,831	
投資助言報酬	28,304	
業務受託収入	121,209	
成功報酬 (注)	35,736	
合計	1,229,861	

(注) 成功報酬は、当事業年度の損益計算書において委託者報酬にかかる35,736千円を表示しております。

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

委託者報酬	626,743	千円
運用受託報酬	162,967	
投資助言報酬	23,573	
業務受託収入	65,321	
その他営業収益	162	
成功報酬 (注)	22,217	
合計	900,986	

(注) 成功報酬は、当事業年度の損益計算書において委託者報酬にかかるものを22,183千円、運用受託報酬にかかるものを33千円それぞれ含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 5 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	405,118千円	330,222千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	330,222千円	253,595千円
契約負債（期首残高）	－千円	825千円
契約負債（期末残高）	825千円	－千円

（注）契約負債は、顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、825千円であります。なお、当社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	香港	ケイマン	合計
1,086,178	121,209	22,474	1,229,861

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
GCIダイナミック・リスクアロケーションファンドタイプⅡ クラスA（適格機関投資家専用）	124,853

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	香港	ケイマン	合計
821,362	65,321	14,301	900,986

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
GCIダイナミック・リスクアロケーションファンドタイプⅡ クラスA (適格機関投資家専用)	97,314

(関連当事者との取引)

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	株式会社 GCIキャピタル	東京都 千代田区	40,510 （千円）	自己投 資、運用 リサーチ	（被所有） 直接 100%(*1)	役員の兼任	—	—	—	—

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	GCI Asset Management, HK Limited	香港	1,000 （千米ド ル）	投資運用 業	（所有） 直接 100%	業務委託	業務受託収入 (*1)	121,209	関係会社 未収金	46,601
							助言報酬(*2)	73,420	関係会社 未払金	41,923
関連 会社	Caygan Capital Pte. Ltd.	Singapore	1,250 （千シン ガポール ドル）	投資運用 業	（所有） 直接 34%	業務委託	業務代行手数料(*3)	58,795	未払費用	10,238

(3) 兄弟会社等

該当はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	一般社団法人 京都ラボ	京都府 京都市	—	資産運用 に関する 研究開発	—	役員の兼任	投資運用リサーチ 等に関する業 務の委託(*4)	3,600	—	—

- (注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 議決権の所有割合は、議決権を有している優先株式を含めて算出しております。
- 3 当社代表取締役役山内英貴は、一般社団法人京都ラボ（以下、「京都ラボ」という）の代表を兼務しており、京都ラボの議決権の半数を所有しています。
- また、京都ラボの残りの半数の議決権を所有する株式会社GCIキャピタルの議決権の100%を当社代表取締役山内英貴が所有していることを考慮し、京都ラボと当社の取引を開示対象に含めております。
- 4 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (*1) 業務受託収入については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。

- (※2) 助言報酬については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。
- (※3) 業務代行手数料については、市場価格を参考に関連会社との協議のうえ決定しております。
- (※4) 投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に親会社との協議のうえ決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社GCIキャピタル（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd. であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(千円)
Caygan Capital Pte. Ltd.	
流動資産合計	1,560,046
固定資産合計	81,562
流動負債合計	289,682
固定負債合計	—
純資産合計	1,351,926
売上高	2,323,002
税引前当期純利益	1,535,111
当期純利益	1,290,408

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	株式会社 GCIキャピタル	東京都 千代田区	40,510 （千円）	自己投 資、運用 リサーチ	（被所有） 直接 100%	役員の兼任	—	—	—	—

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	GCI Asset Management, HK Limited	香港	1,000（千米ドル）	投資運用業	（所有）直接100%	業務委託	業務受託収入（*1）	65,321	関係会社未収金	16,543
							助言報酬（*2）	65,741	関係会社未払金	6,269
関連会社	Caygan Capital Pte. Ltd.	Singapore	1,250（千シンガポールドル）	投資運用業	（所有）直接34%	業務委託	業務代行手数料（*3）	19,717	未払費用	8,424

(3) 兄弟会社等

該当はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	一般社団法人 京都ラボ	京都府 京都市	—	資産運用に関する研究開発	—	役員の兼任	投資運用リサーチ等に関する業務の委託（*4）	8,535	関係会社未払金	1,468

- (注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 議決権の所有割合は、議決権を有している優先株式を含めて算出しております。
- 3 当社代表取締役役山内英貴は、一般社団法人京都ラボ（以下、「京都ラボ」という）の代表を兼務しており、京都ラボの議決権の半数を所有しています。
- また、京都ラボの残りの半数の議決権を所有する株式会社GCIキャピタルの議決権の100%を当社代表取締役役山内英貴が所有していることを考慮し、京都ラボと当社の取引を開示対象に含めております。
- 4 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (*1) 業務受託収入については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。
- (*2) 助言報酬については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。
- (*3) 業務代行手数料については、市場価格を参考に関連会社との協議のうえ決定しております。
- (*4) 投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に親会社との協議のうえ決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社GCIキャピタル（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は Caygan Capital Pte. Ltd. であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(千円)

Caygan Capital Pte. Ltd.

流動資産合計	869,849
固定資産合計	98,217
流動負債合計	199,510
固定負債合計	—
純資産合計	768,555
売上高	1,638,942
税引前当期純利益	847,607
当期純利益	703,530

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
1株当たり純資産額	21,447円78銭	1株当たり純資産額	23,379円92銭
1株当たり当期純利益	3,477円83銭	1株当たり当期純利益	3,501円84銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 952,967千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当事業年度末の純資産額 952,967千円 発行済株式数 46,172株 自己株式数 1,740株 普通株式及び普通株式と同等の株式の 当事業年度末株式数 44,432株 (うちA種類株式数 13,660株)		1株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 1,028,295千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当事業年度末の純資産額 1,028,295千円 発行済株式数 46,172株 自己株式数 2,190株 普通株式及び普通株式と同等の株式の 当事業年度末株式数 43,982株 (うちA種類株式数 13,210株)	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 154,527千円 普通株式以外に帰属する当期純利益 該当事項はありません。 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当期純利益 154,527千円 普通株式及び普通株式と同等の株式の 当期中平均株式数 44,432株 (うち期中平均A種類株式数 13,660株)		1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 154,402千円 普通株式以外に帰属する当期純利益 該当事項はありません。 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当期純利益 154,402千円 普通株式及び普通株式と同等の株式の 当期中平均株式数 44,091.73株 (うち期中平均A種類株式数 13,319.73株)	

(注) 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

子会社株式の譲渡について

当社は、近年の市場・事業環境の変化を踏まえ、今後の事業戦略を見据えた戦略的な体制再構築のために、運用・リスク管理体制の一体化および経営資源の集中ならびに経営・運用ガバナンスの強化を図る観点から、香港子会社が担っていた一部の運用開発・運用関連業務を日本本社に集約することにしました。これに伴い、当該子会社の株式を現地経営陣に譲渡することを決定しました。

譲渡契約の概要

譲渡する子会社の名称	GCI Asset Management, HK Limited
譲渡契約締結日	2025年12月29日 (取締役会決議日)
株式譲渡実行日	2026年1月31日
譲渡する株式数	1,000,000株
譲渡前後の当社の議決権比率	譲渡前100.0% 譲渡後0.0%
譲渡価額	500,000 USD

（注）業績に与える影響について

当事業年度において、本株式譲渡に係る損失見込額を特別損失の子会社売却損（子会社株式売却損失引当金繰入額）として31,110千円計上したため、翌事業年度の業績に与える影響は軽微であります。

2 中間財務諸表

(1) 【中間貸借対照表】

		当中間会計期間 (2026年6月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金・預金			950,145
2 前払費用			13,947
3 立替金			273
4 未収委託者報酬			136,831
5 未収運用受託報酬			66,653
6 未収収益			6,789
流動資産合計			1,174,639
II 固定資産			
1 有形固定資産			5,018
(1) 建物附属設備	※1	4,269	
(2) 器具備品	※1	749	
2 投資その他の資産			126,066
(1) 投資有価証券		48,295	
(2) 関係会社株式		31,129	
(3) 長期差入保証金		36,430	
(4) 保険積立金		10,212	
固定資産合計			131,085
資産合計			1,305,725

		当中間会計期間 (2026年6月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
I 流動負債			
1 預り金			16,225
2 未払金			32,217
3 関係会社未払金			1,080
4 未払費用			49,641
5 未払法人税等			145
6 未払消費税等			8,211
7 賞与引当金			58,500
流動負債合計			166,022
II 固定負債			
固定負債合計			—
負債合計			166,022
(純資産の部)			
I 株主資本			
1 資本金			100,000
2 資本剰余金			234,369
(1) 資本準備金		125,000	
(2) その他資本剰余金		109,369	
3 利益剰余金			865,437
(1) 利益準備金		127	
(2) その他利益剰余金		865,310	
繰越利益剰余金		865,310	
4 自己株式			△58,398
株主資本合計			1,141,408
II 評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金			△1,705
評価・換算差額等合計			△1,705
純資産合計			1,139,703
負債・純資産合計			1,305,725

(2) 【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
I 営業収益			
1 委託者報酬			302,141
2 運用受託報酬			136,442
3 投資助言報酬			882
4 業務受託収入			21,548
5 その他営業収益			14,859
営業収益合計			475,875
II 営業費用			
1 支払手数料			93,187
2 広告宣伝費			1,166
3 調査費			40,026
(1) 調査費		39,888	
(2) 図書費		138	
4 委託計算費			10,919
5 営業雑経費			5,225
(1) 通信費		1,879	
(2) 協会費		703	
(3) 諸会費		518	
(4) 諸経費		2,123	
営業費用合計			150,525
III 一般管理費			
1 給料			326,732
(1) 役員報酬		19,736	
(2) 給料・手当		208,469	
(3) 従業員賞与		1,380	
(4) 賞与引当金繰入額		58,500	
(5) 法定福利費		25,664	
(6) 福利厚生費		12,981	
2 交際費			8,403
3 旅費交通費			7,039
4 租税公課			266
5 不動産賃借料			19,876
6 固定資産減価償却費	※1		390
7 業務委託費			77,493
8 諸経費			13,979
一般管理費合計			454,181
営業損失			128,831

		当中間会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月 30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
IV 営業外収益			
1 受取配当金			303,428
2 受取利息			870
3 為替差益			467
4 雑収入			290
営業外収益合計			305,056
V 営業外費用			
営業外費用合計			—
経常利益			176,224
VI 特別利益			
特別利益合計			—
VII 特別損失			
特別損失合計			—
税引前中間純利益			176,224
法人税、住民税及び事業税			278
中間純利益			175,946

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間
(自2026年1月1日 至2026年6月30日)

(単位：千円)

		株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
		資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計					
	繰越利益剰余 金											
当期首残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	753,578	753,705	△59,476	1,028,295	－	－	1,028,295
当中間期変動額												
中間純利益	－	－	－	－	－	175,946	175,946	－	175,946	－	－	175,946
剰余金の配当(△)	－	－	－	－	－	△64,213	△64,213	－	△64,213	－	－	△64,213
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△24,846	△24,846	－	－	△24,846
自己株式の処分	－	－	302	302	－	－	－	25,924	26,226	－	－	26,226
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△1,705	△1,705	△1,705
当中間期変動額合計	－	－	302	302	－	111,732	111,732	1,078	113,112	△1,705	△1,705	111,407
当中間期末残高	100,000	125,000	109,369	234,369	127	865,310	865,437	△58,398	1,141,408	△1,705	△1,705	1,139,703

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

器具備品については、定率法を採用しております。一方、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 4～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。なお、当中間会計期間は貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、業務受託収入を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、投資助言サービスを提供し、主に当該ファンドの契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。

(4) 業務受託収入

業務受託収入は、業務受託契約に基づき、GCI Asset Management, HK Limitedに対象ファンドの事務サービスを提供し、当該ファンドのGCI Asset Management, HK Limitedで発生した収益に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、ファンドの運用期間にわたり収益として認識しております。

(5) 成功報酬

成功報酬は、当社が運用するファンドについて、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。当該報酬は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2026年6月30日現在)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	2,097千円
器具備品	6,218千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
※1. 減価償却実施額	
有形固定資産	390千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式	30,772株	—	—	30,772株
A種類株式	15,400株	—	—	15,400株
合計	46,172株	—	—	46,172株
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種類株式	2,190株	900株(注)1	950株(注)2	2,140株
合計	2,190株	900株	950株	2,140株

(注) 1. A種類株式(自己株式)の増加900株は、既存株主からの買取による増加であります。

2. A種類株式(自己株式)の減少950株は、第三者割当による処分による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月30日 定時株主総会	普通株式及び A種類株式	64,213	利益剰余金	1,460	2025年12月31日	2026年3月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

当中間会計期間（2026年6月30日現在）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド（投資信託を含む）組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権たる営業収益に係る未収収益は、年金投資一任及び外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬並びに投資信託に係る未収委託者報酬で構成され、これらは信用リスクにさらされております。外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬についてはリスク管理会議において運用リスクを監視すること等により適切な運用を担保し、信用リスクを管理しております。また年金投資一任に係る未収運用受託報酬は、国内年金基金が債務者であることを考慮すると、信用リスクはきわめて限定的と考えており、特段のリスク管理は行っておりません。

投資有価証券は、シードマネーとしての時価のある投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクは、投資信託の基準価額をビジネス・コントロール・グループにて日次で把握し、予想を超える値動きがあった場合には部門長に報告する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等の金融商品の時価については、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2026年6月30日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	48,295	48,295	—

(注1) 投資有価証券は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号) 第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託になります。

(注2) 市場価格のない株式等

関係会社株式(貸借対照表計上額31,129千円)は市場価格がないため、前表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	950,145	—	—	—
未収委託者報酬	136,831	—	—	—
未収運用受託報酬	66,653	—	—	—
未収収益	6,789	—	—	—
合計	1,160,419	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号) 第24-3項の取扱いを適用しているため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)の第5-2項に定める事項を注記しておりません。なお、第24-3項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は48,295千円であります。

①第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：千円)

区分	期首 残高	当期の 損益に 計上し た額	その他 有価証 券評価 差額金 に計上 した額	購入、 売却及 び償還 による 変動額	基準価 額を時 価とみ なすこ ととし た額	基準価 額を時 価とみ なさないこと とした 額	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち貸借 対照表日において 保有する投資信託 の評価損益
投資有価証券 (その他有価証 券)	50,000	—	△1,705	—	48,295	—	48,295	—

(注) 決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが48,295千円であります。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間（2026年6月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 31,129 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
投資信託	48,295	50,000	△1,705
小計	48,295	50,000	△1,705
合計	48,295	50,000	△1,705

3. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券

該当はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日）

1. 関連会社に関する事項 (単位：千円)

関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	98,530
持分法を適用した場合の投資利益の金額	41,745

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日	
委託者報酬	267,726	千円
運用受託報酬	135,977	
投資助言報酬	882	
業務受託収入	21,548	
その他営業収益	14,859	
成功報酬（注）	34,879	
合計	475,875	

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬にかかるものを34,415千円、運用受託報酬にかかるものを464千円それぞれ含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 5 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

	自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	253,595千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	210,273千円

（注）なお、当中間会計期間の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	香港	ケイマン	合計
389,782	36,275	49,817	475,875

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
GCIシステマティック・グローバル・アルファ（適格機関投資家専用）	49,087

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
1株当たり純資産額	25,883円53銭
1株当たり中間純利益	3,998円10銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎 中間貸借対照表の純資産の部の合計額 1,139,703千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 中間期末の純資産額 1,139,703千円 発行済株式数 46,172株 自己株式数 2,140株 普通株式及び普通株式と同等の株式の 中間期末株式数 44,032株 (うちA種類株式数 13,260株) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎 中間損益計算書上の中間純利益 175,946千円 普通株式以外に帰属する中間純利益 該当事項はありません。 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 中間純利益 175,946千円 普通株式及び普通株式と同等の株式の 期中平均株式数 44,007.41株 (うち期中平均A種類株式数 13,235.41株)	

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

当社は、2026年7月1日付にて、以下のとおり借入極度額設定約定書を締結いたしました。

資金使途	運転資金
借入先	株式会社 GCI キャピタル
契約日	2026年7月1日
契約期間	2026年7月1日から2027年6月30日
借入極度額	200,000千円
借入利率	年1.25%
担保	無し

公開日 2026年 9 月 28 日

作成基準日 2026年 9 月 10 日

本店所在地 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号
お問い合わせ先 リーガル&コンプライアンス・グループ

独立監査人の監査報告書

2026年3月13日

株式会社G C I アセット・マネジメント

取締役会 御中

EY 新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 水 永 真 太 郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社G C I アセット・マネジメントの2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社G C I アセット・マネジメントの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると

合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月10日

株式会社G C I アセット・マネジメント

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 榎倉 昭夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 睦
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社G C I アセット・マネジメントの2026年1月1日から2026年12月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社G C I アセット・マネジメントの2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。